

# 一般社団法人 日本養豚協会 一腹記録規程

制定 平成24. 4. 1

改正 平成26. 4. 1 // 29. 4. 1 2019. 10. 1 2020. 11. 19 2021. 1. 22

## (一腹記録規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という）の子豚登記、一代雑種豚血統証明、血統登記、国内合成豚血統証明、海外合成豚血統証明に係る一腹記録はこの規程により行う。

## (品種)

第2条 一腹記録は、次の各号に掲げる品種等の同一種間の交配によって分娩されたものについて一腹単位で行う。ただし、一代雑種豚血統証明に係るものについては(1)号の品種間の交配によって分娩されたものについて一腹単位で行う。

(1) 子豚登記、一代雑種血統証明に係るもの

- ア ヨークシャー
- イ バークシャー
- ウ ランドレース
- エ 大ヨークシャー
- オ ハンプシャー
- カ デュロック

(2) 血統登記に係るもの

- ア ポーランド・チャイナ
- イ ラージ・ブラック
- ウ チェスター・ホワイト
- エ プリティッシュ・サドルバック
- オ スポッテッド
- カ ウェルシュ
- キ ミネソタ2号
- ク ラコム
- ケ 太湖豚（梅山豚）
- コ 民豚
- サ 金華豚
- シ 桃園種
- ス その他本会が適当と認める品種

(3) 国内合成豚血統証明に係るもの

- ア 本会が認定した国内合成豚

(4) 海外合成豚血統証明に係るもの

- ア 本会が認定した海外合成豚

## (資格)

第3条 一腹記録は、(1)、(2)号及び子豚登記、一代雑種豚血統証明に係るものについては(3)号、血統登記に係るものについては(4)号、国内合成豚血統証明に係るものについては(5)号、海外合成豚血統証明に係るものについては(6)号に該当するものについて豚の所有者又は管理者（以下「申込者」という。）が確認した上で本会が行う。ただし、申込者が自ら確認できない場合は本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検査員に確認業務を委託することができる。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 離乳前のもの
  - イ 人工授乳または異母授乳を行う場合は、それ以前のもの
- (2) 本会が別に定める基準による耳刻又は入墨が行われたもの
- (3) 子豚登記、一代雑種豚血統証明に係るもの
  - ア 次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 登録豚の間に生産された子豚一腹
    - (イ) 登録豚と本会が適当と認め、種豚登録規程別表1に定める外国登録団体において血統登録をした雄豚との間に生産された子豚一腹
- (4) 血統登記に係るもの
  - ア 次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 血統登記豚の間に生産された子豚一腹
    - (イ) 血統登記豚と本会が適当と認め、血統登記規程別表2に定める外国登録団体において血統登録をした雄豚との間に生産された子豚一腹
- (5) 国内合成豚血統証明に係るもの
  - ア 同一銘柄の国内合成豚血統証明豚の間に生産された子豚一腹
- (6) 海外合成豚血統証明に係るもの
  - ア 同一銘柄の海外合成豚血統証明豚の間に生産された子豚一腹

(申込み)

第4条 一腹記録を受けようとする申込者は、第1号様式により、一腹記録後30日以内に本会に申込書を提出しなければならない。ただし、繁殖者が所有しない雄豚によって種付けした場合は、別に定める豚輸入精液証明書発給規程により発給された豚輸入精液証明書、または家畜人工授精用精液証明書、種付け証明書を添えること。

(記録簿の発行)

第5条 本会が一腹記録をしたときは、第1号ひな形の記録簿を発行する。

(移動及び異動報告)

第6条 一腹記録した豚に死亡等の異動が発生したとき、若しくは所有権に移動が発生したときは、一腹記録を受けた申込者は移動・異動状況報告書の第1号ひな形により異動の状況、若しくは移動先を明記し本会に報告する。

(取消し)

第7条 本会が一腹記録に関して虚偽又は不正の行為があると認めたときは、その記録を取り消すものとし、その記録簿を本会に返納させるものとする。

(更生)

第8条 一腹記録に関して錯誤を発見したときは、その記録を更正する。ただし、校正し得ないものは前条の例により処理する。

(料金)

第9条 一腹記録に関する手数料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一腹記録受付手数料 1腹につき(会員) 無料 (生後30日以内)
- " 同(会員外) 200円(税込 220円) "

- |     |         |       |  |
|-----|---------|-------|--|
|     | ”       | 1腹につき | 4,000円(税込 4,400円)(生後31日以上)                       |
| (2) | 名号変更    | 同     | 1,000円(税込 1,100円)<br>(系統造成の認定群となる豚の名号変更については無料)  |
| (3) | 一腹記録更正料 | 同     | 1,000円(税込 1,100円)<br>(内容の錯誤を更生した場合)              |
| (4) | 一腹記録確認料 | 同     | 1,000円(税込 1,100円)<br>(申込者と同一組織に所属する検査員以外に委託した場合) |

(特別の費用)

第10条 一腹記録に関して、一腹記録をするための第9条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、申込者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(料金の納付)

第11条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(事務手続)

第12条 この規程によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理要領により行う。

(電子申請)

第13条 申込者又は委託団体が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は平成24年4月1日よりこれを施行する。
2. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた予備登記、予備登録した豚については、それぞれ子豚登記、種豚登録した豚と同条件とみなす。
3. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
4. この規程の変更は平成29年4月1日よりこれを施行する。
5. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2020年11月19日よりこれを施行する。
7. この規程の変更は2021年1月22日よりこれを施行する。

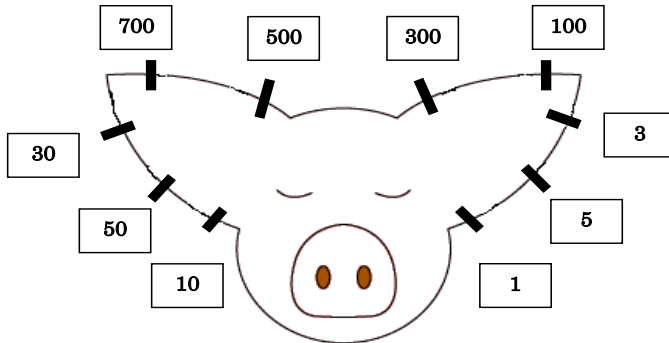
別表1 第3条(3)の本会の適当と認める外国登録団体

1. British Pig Association (英国種豚生産者協会)
2. The British Landrace Pig Society (英国ランドレース種豚生産者協会)
3. The Swedish Pig Breeders' Association (スウェーデン種豚生産者協会)
4. Pigtire Group U. A. (オランダ養豚農業協同組合)
5. Australian Pig Breeder's Association, LTD (オーストラリア種豚生産者協会)
6. Canadian National Livestock Records (カナダ家畜登録協会) [血統証明書の発行については、Canadian Swine Breeders Association (カナダ種豚生産者協会) ]
7. National Swine Registry (全米種豚登録協会)
8. American Berkshire Association (アメリカバークシャー協会)
9. Prezydum Wojewodzkiej Rady, Narodowej Wydział Rolnictwa i Leśnictwa oddział Produkcji Zwierzecej (ポーランド国家地方協議会農林畜産委員会)
10. Pig Research Centre Danish Agriculture & Food Council (デンマーク農業食料理事会 養豚研究所)
11. Arbeitsgemeinschaft Deutscher Schweinezüchter E. V. (ドイツ種豚登録協会)
12. Korea Animal Improvement Association (韓国種畜改良協会)
13. Irish Pedigree Pig Breeders Society Ltd (アイルランド種豚生産者協会)
14. Danish Pig Genetics P/S (デニッシュ・ピッグ・ジェネティクスP/S)
15. AXIOM (アクシオム)

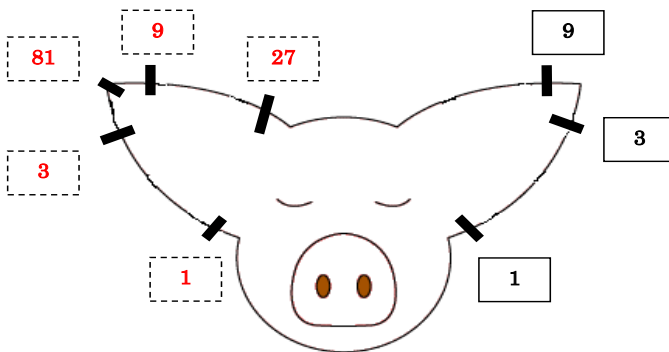
別表2 第3条(4)の本会の適当と認める外国登録団体又は公的機関は次のとおりとする。

1. British Pig Association (英国種豚生産者協会)
2. Australian Pig Breeder's Association, LTD (オーストラリア種豚生産者協会)
3. Canadian National Livestock Records (カナダ家畜登録協会) [血統証明書の発行については、Canadian Swine Breeders Association (カナダ種豚生産者協会)]
4. Poland China Record Association (アメリカポーランド・チャイナ種豚登録協会)
5. Chester White Swine Record Association (アメリカチェスター・ホワイト種豚登録協会)
6. Inbred Livestock Registry Association (アメリカインブレット家畜登録協会)
7. National Spotted Registry (アメリカスポッテッド種豚登録協会)
8. 中華人民共和国省立種畜場
9. The North American Mangalitza Society (北米マンガリツァ協会)

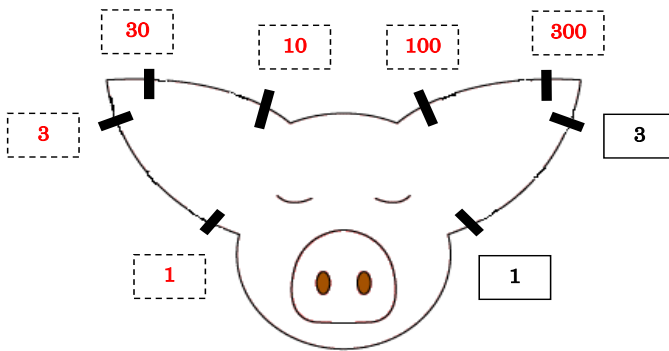
## 耳刻基準 (A~D方式)



A方式

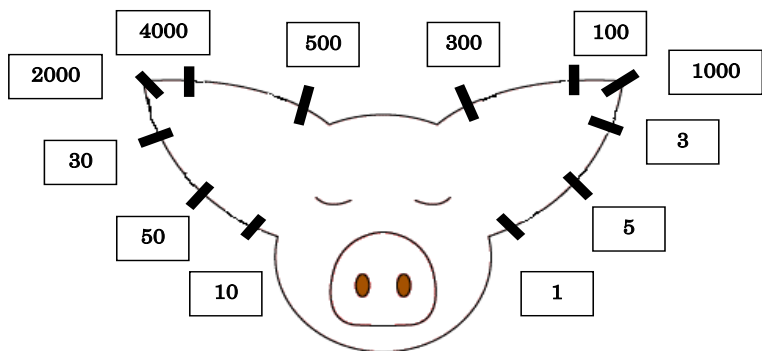


B方式



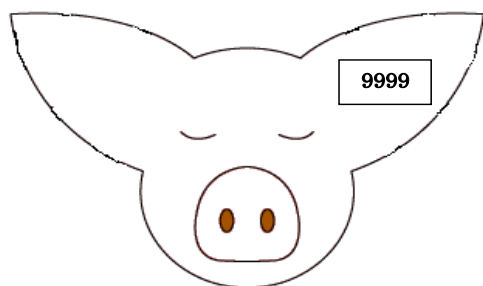
C方式

※ 実線枠内は個体番号、点線枠内は腹番号

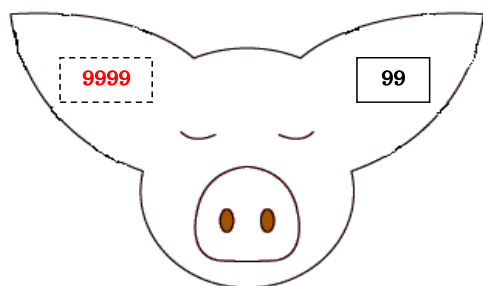


D方式

入墨基準 (E~F方式)



E方式



F方式

- ※ 実線枠内は個体番号、点線枠内は腹番号
- ※ 入墨の場合は、耳の外側に実施する